

削除要請(条例第12条)

明らかに不当な差別的言動と判断できる48件について、プロバイダへの削除要請、大阪法務局への通報を実施

■市町村及びネットハーモニーからの通報によるもの:31件

うち、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案:8件

→1件について、閲覧不可であることを確認済み(令和7年1月31日現在、7件は現存)

うち、集団に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)に関する事案:23件⇒前回部会において報告

→1件について、閲覧不可であることを確認済み(令和7年1月31日現在、22件は現存)

■被害者からの申出によるもの:0件

■過去案件の再要請:17件(別途39件について再要請の手続きに着手したが、訴訟が提起されたため、現在見合わせ中)

⇒前回部会において報告

いずれも、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案で、全て現存

情報提供

明らかに不当な差別的言動と判断するも、規模の大きな集団等に対するものであった11件について、削除要請ではなく、プロバイダへの情報提供等を実施(1件は情報提供実施時点で削除済み)⇒前回部会において報告

■これまでの実績(カッコ内は現存数)

※R6はR7年1月末時点

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(※)	合計
大阪法務局への 通報	6 (1)	19 (19)	20 (4)	69 (62)	198 (39)	51 (27)	40 (35)	48 (46)	451 (233)
プロバイダへの 削除要請	0	0	0	0	230 (67)	26 (5)	18 (14)	48 (46)	322 (132)

- 平成29年度から、いわゆる同和地区の識別情報の摘示について、大阪法務局に通報を実施
- 令和3年度から、賤称語や蔑称、侮蔑的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチを削除要請の対象に追加。併せて、プロバイダ等への削除要請を実施
- 上記全てが部落差別に係るものであり、うち5件はヘイトスピーチの疑いにも該当

説示・助言(条例第13条)

- 条例第13条では、
 - ①削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、
 - ②発信・拡散者が明らかであり、
 - ③必要であると認めるときは、その者に対し、説示又は助言をすることができるとしている。
- また、指針では、削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合について、「一定の期間を経過しても、当該情報が削除されない場合をいう」としている。
- 今年度、削除要請を行い、なお現存している案件のうち、発信者の氏名、住所等が明らかな1名について、説示を実施した。
- 本案件は、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関するものであるが、説示の実施後も当該投稿は現存している。
- 発信者の氏名、住所等が明らかでない案件に関する説示・助言について、来年度はプラットフォーム上のダイレクトメッセージ機能を利用した説示・助言を実施できる見込みである。
- 広く一般に公開されるコメント欄における説示・助言の実施については、結果的に行政指導の内容を広く一般に公表することになるため、実施できないものと考えている。